

# 茨城県企業局建設工事検査要領

(平成8年5月1日施行)

改正：平成14年10月16日

平成15年4月1日

平成19年6月1日

平成23年4月16日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

令和2年4月1日

令和3年2月10日

令和3年11月1日

## (目的)

第1条 この要領は、茨城県企業局が所管する建設工事（以下「工事」という。）の検査について、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）、茨城県企業局建設工事執行規程（昭和49年茨城県企業管理規程第4号。以下「執行規程」という。）及び茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準（平成8年茨城県企業局訓令第1号。以下「監督規準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、会計規程、執行規程及び監督規準の定めるところによる。

## (検査の種類)

第3条 この要領において、「検査」とは完成検査、部分引渡し検査及び中間検査をいい、各検査の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

### (1) 完成検査

受注者から工事完成通知書（執行規程様式第6号）の提出を受けて、設計図書に基づき当該工事の完成を確認するために行う検査をいう。

### (2) 部分引渡し検査

設計図書において工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）について、受注者から部分引渡し完成通知書（執行規程様式第6号を準用）の提出を受けて、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。

### (3) 中間検査

完成検査又は部分引渡し検査においては確認することが不可能又は困難な使用材料、施工状況等について、検査可能なときに、設計図書との適合性を確認するために行う検査をいう。

## (検査員)

第4条 この要領において、「検査員」とは次の各号に定める者とする。

### (1) 本局検査員

本局施設課検査監、施設課の兼務を命ぜられた検査監及び施設課長から当該工事の検査を命じられた職員をいう。

(2) 事務所検査員

事務所検査監、事務所長から当該工事の検査を命じられた職員をいう。

(3) 建築検査員

土木部長（営繕課扱い）に設計審査等を依頼した工事（以下「依頼工事」という。）で検査指導課長から当該工事の検査を命じられた職員をいう。

(指導及び助言)

第5条 検査員は、検査の結果に基づき、工事の改善を図る必要があるときは、監督員に対して設計、積算及び施工管理等について、受注者に対して工程管理、品質管理、出来形管理及び写真管理等について指導及び助言をすることができる。

(検査事務の分掌)

第6条 次の各号に定める検査員は、当該各号に定める検査を行うものとする。

(1) 施設課に常駐している本局検査員

ア 本局契約工事の中間検査、部分引渡し検査及び完成検査

イ 委任工事の検査のうち、特に技術的な判断を要するものとして事務所長から施設課長に検査依頼があった完成検査、部分引渡し検査及び中間検査

ウ 本局契約の中間検査であって、事務所長からの検査要求の有無にかかわらず実施するもの

エ 委任工事の検査のうち、検査が過度に集中するなどやむ得ない場合であって、事務所長から施設課長に派遣依頼があった完成検査及び部分引渡し検査、中間検査

(2) 事務所に常駐している本局検査員

ア 委任工事の完成検査、部分引渡し検査及び中間検査

イ 委任契約の中間検査であって、事務所長からの検査要求の有無にかかわらず実施するもの

ウ 本局契約工事の検査のうち、検査が過度に集中するなどやむ得ない場合であって、施設課長から検査命令があった完成検査及び部分引渡し検査

(3) 事務所検査員

ア 1件の契約金額1億5千万円未満の委任工事の中間検査、部分引渡し検査及び完成検査

イ 委任工事のうち依頼工事に係る中間検査及び完成検査

(4) 建築検査員

依頼工事（委任工事を除く。）に係る中間検査及び完成検査

(検査員の構成)

第7条 検査（依頼工事を除く。）は、別表1に定めるところにより構成される検査員が行うものとする。

2 依頼工事に係る検査については、次の各号によるものとする。

(1) 本局契約工事の中間検査及び完成検査については、茨城県土木部建設工事検査要領の定めるところによる。

(2) 委任工事については、別表1に定めるところによるものとする。

(中間検査の実施)

第8条 中間検査は、原則として別表2に定める項目及び回数について行うものとする。

2 施設課長は、事務所長からの検査要求の有無にかかわらず中間検査を実施することができる。

(低入札価格調査制度対象工事の検査)

第9条 低入札価格調査制度対象工事の検査は、「茨城県企業局低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る実施要領」(平成23年4月11日通知)第2条(5)に定める「厳格な検査の実施」及び「茨城県企業局低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る運用基準」(平成23年4月11日通知)第1 監督体制等の強化、別表1(5)に定める「厳格な検査の実施」に基づき実施するものとする。

2 施設課長は、厳格な監督・検査の取扱い及び運用を別途定めるものとする。

(検査の技術基準)

第10条 検査の技術基準は、茨城県企業局建設工事検査基準に定めるところによる。

(検査結果の復命と通知)

第11条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる書面により復命しなければならない。

(1) 中間検査

中間検査復命書(検査要領様式第3号)

ただし、第6条第1項(2)ア、イ及び(3)ア、イに定める検査にあつては、作成を要しないものとすることができる。

(2) 完成検査

工事完成検査調書(会計規程様式第34号(その3))、工事成績採点表(評定要領別記様式第1)及び工事成績評定表(評定要領別記様式第2)

(3) 部分引渡し検査

部分引渡し検査調書(検査要領様式第4号)、部分引渡し検査結果通知書(検査要領様式第5号)

2 検査を実施した検査員は、検査結果報告書(検査要領様式第7号)を作成して施設課長又は事務所長に報告し、検査結果通知書(監督基準様式第34号)により受注者に通知するものとする。

(手直しの命令)

第12条 検査員は、検査の結果、工事が当該工事の設計図書に適合しないと認めるときは、受注者に対し手直し命令書(検査要領様式第6号)により、期限を付して補修又は引換え等の手直しを命じなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で手直しを命じることができる。なお、手直し事項が重大であるときは、検査員は、施設課長及び事務所長と協議しなければならない。

2 検査員は、前項の規定により書面により手直し等を指示したときは、手直し命令書の写しを添えて施設課長及び事務所長へ報告するものとする。

3 監督員は、第1項ただし書きの規定による口頭指示があつた場合は、受注者の処置の結果を確認のうえ検査員に報告するものとする。

(再検査)

第13条 検査員は、手直しを命じた受注者から手直しの措置が完了した旨の報告があったときは、再検査を行うものとする。ただし、写真、資料等により手直しの措置が確認できる場合は、これにより再検査に代えることができる。

2 検査員は、再検査の結果を再検査復命書（検査要領様式第8号）により、施設課長又は事務所に復命しなければならない。

3 検査員は、再検査の結果、合格と認められるときは、第11条第2項の規定により調書を作成するものとする。

(雑則)

第14条 企業局が所管する建設工事以外の検査であって、施設課長に依頼されたものは、別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

付則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

付則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

付則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

付則

1 この要領は、平成23年4月16日から施行する。

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事起工決議した工事及び企業局長が別に指定する工事について適用し、施行日前に工事起工決議した工事（企業局長が別に指定する工事を除く）については、なお従前の例による。

付則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

付則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

別表1

## 検査員の構成

区 分		完成検査・部分引渡し検査	中間検査
本局 契 約 工 事	1億5千万円以上の工事	本局施設課検査監の複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本局施設課検査監と事務所検査監又は本局検査員との複数とする。	本局施設課検査監の複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本局施設課検査監と事務所検査監又は本局検査員との複数とする。
委 任 工 事	5千万円以上 1億5千万円未満の工事	事務所検査監と事務所駐在の本局検査員又は事務所検査員との複数とする。	事務所検査監と事務所駐在の本局検査員又は事務所検査員との複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、本局検査員を加えた複数とすることができる。
	4千万円以上 5千万円未満の工事	ただし、やむを得ない場合は、本局検査員を加えた複数とすることができる。	事務所検査監と事務所駐在の本局検査員又は事務所検査員との複数とする。 ただし、やむを得ない場合は、事務所検査監の単数とすることができる。
	5百万円以上 4千万円未満の工事	事務所検査監と事務所駐在の本局検査員又は事務所検査員との複数とする。	事務所検査監と事務所駐在の本局検査員又は事務所検査員との複数とする。
	5百万円未満の工事	ただし、事務所検査監が検査対象工事の職種である場合、並びにやむを得ない場合は、事務所検査監の単数とすることができる。	ただし、事務所検査監が検査対象工事の職種である場合、並びにやむを得ない場合は、事務所検査監の単数とすることができる。
	除草及び区画線の工事		

注1) 区分欄の金額は、請負に付する額である。

注2) 複数の検査監(員)のうち、少なくとも1名について、土木工事の場合は土木職、電気又は機械設備工事の場合は電機職又は機械職の検査監(員)とする。  
これによりがたい場合は、本局施設課と協議すること。

別表2

## (1) 中間検査対象項目

工 種	内容または検査の時期
共 通 事 項	茨城県建設工事適正化指針 ア 契約書等の履行状況(契約書、仕様書、照査) イ 工事施工状況(出来形・品質管理、工事写真) ウ 工程管理、安全管理(進捗管理、関係法令) エ 施工体制(施工計画書、施工体制台帳等) オ 立会確認、段階確認検査等                                  カ 工事材料の保管(良否) キ 工事カルテ、建退共、現場掲示等                        ク リサイクル、創意工夫等
道 路 工 事	ア 重要なコンクリート建造物の基礎工及び配筋 イ 地盤改良                                  ウ 上層路盤が完了し舗装工事着手前
橋                                  梁	ア 下部工:基礎工(杭配置、杭補強鉄筋)及び配筋 イ PC橋上部工 : ポステン桁製作工(配筋、シース配筋状況) ウ 鋼橋上部工 : 仮組検査(簡易なものを除く)及び床版配筋
ト ン ネ ル	ア 掘削完了し一次覆工後断面                                  イ 二次覆工及び形枠設置状況 ウ 路盤工完了し舗装工事着手前
河                                  川	ア 重要なコンクリート建造物の基礎工及び配筋
砂                                  防	ア 堰堤基礎(掘削完了後でコンクリート打設前の床付状況等)
地 滑 り・急 傾 斜	ア 抑止杭の材料と施工    イ アンカー工の材料と施工
港                                  湾	ア 重要なコンクリート建造物の配筋 イ ケーソン製作の配筋、寸法及び仮置き状態
下                                  水                                  道	ア 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋                                  イ シールド一次覆工 ウ シールド及び推進工事の立坑到達時
上 水 道 及 び                                  工 業 用 水 道	ア 取水・浄水・配水・送水・各施設のうち、重要なコンクリート建造物の基礎及び配筋完了時、またこれらの施設構造物が完成後、水中又は埋設される時 イ 配管において、重要な伏越及び推進の埋設完了時 ウ 水管橋製作、架設における現地、時組完了時 エ シールド一次覆工完了時
塗                                  装                                  工	ア 大規模な塗替工のケレン
建                                  築	ア 主要建造物の杭及び基礎 イ 鉄筋コンクリート建造物及び組積造の躯体及び配筋 ウ 鉄骨造及び木造の建方    エ その他の建造物の主要構造部等
電                                  気	ア 配管及び直埋配線 イ 高圧機器等の工場製品の工場検査
機                                  械	ア 埋戻し前の配管及びダクト等 イ 特殊機器の工場製品の工場検査
そ の 他	ア 必要と認められるもの

注) 上記の検査対象項目に該当しない工種、内容等であっても、当該工事の主要工種については、適宜検査を行うものとする。

## (2) 中間検査の回数

金 額	回 数
① ～ 5百万円未満	必要に応じて実施(維持修繕、小規模工事等を除く)
② 5百万円以上 ～ 5千万円未満	原則1回以上(維持修繕、小規模工事等を除く)
③ 5千万円以上 ～ 1億5千万円未満	1回以上
④ 1億5千万円 ～ 5億円未満	2回以上 及び 2ヶ年に跨る工事は1回/年以上
⑤ 5億円以上	3回以上 及び 2ヶ年に跨る工事は1回/年以上
⑥ 除草及び区画線の工事	完成検査のみ実施

- 1 中間検査は、上記(1)の対象項目について工期の前半に受けること。
- 2 「低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る運用基準」(平成15年3月28日通知)の第1 監督体制等の強化、別表1(5)②に定める中間検査の頻度は、上記回数の1.5～2倍、検査員との協議は、工事概要書、構造一般図、監督検査予定表等による。(総合評価方式による低入札も含む。)

## 部分引渡し検査要求(命令)決議書

文書收受	年 月 日	決裁区分	年 月 日
処理期限	年 月 日	起 案	年 月 日
文書管理主任	保存期間 長期 ( ) 年 10・5・3・1年	課 電話 ( )	
		起 案 者 職 氏 名	

工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 - - - 号		
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
受 注 者			
工 期	自 年 月 日 日間 至 年 月 日		
監督員職氏名			
検査員職氏名			
立会人職氏名			
検 査 希 望 日	年 月 日		
検 査 概 要			
開 示 ・ 不 開 示 の 区 分	開 示  一部不開示	不 開 示 の 部 分 ・ 理 由	茨城県情報公開条例第7条第 号該当
	不 開 示	開示可能時期	



## 部分引渡し検査要求書

年 月 日	
..... 殿	
.....水道事務所長	
工事番号 及び工事名	第 - - - - 号
工事場所	
請負代金額	円
受注者	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
監督員職氏名	
検査員職氏名	
立会人職氏名	
検査希望日	年 月 日
検査概要	

## 中間検査復命書

年 月 日			
..... 殿			
検査員職氏名 .....			
検査員職氏名 .....			
年 月 日に実施した中間検査の結果は、次のとおりです。			
工事番号 及び工事名	第 - - - - 号		
工事場所			
契約年月日	年 月 日		
工 期	自	年 月 日	日間
	至	年 月 日	
受注者			
進捗率	%	請負代金額	円
監督員職氏名			
検査年月日	年 月 日		
立会人職氏名			
検査事項			
検査結果	一般工事 (第 回)	小規模工事 (第 回)	
	/ 4 0	/ 4 0	
指示事項等			

## 部分引渡し検査調書

			年 月 日
..... 殿			
			検査員職氏名 .....
			検査員職氏名 .....
下記工事の部分引渡しに係る指定部分が設計図書のとおり完成したことを確認しました。			
工事番号及び工事名	第 - - - - 号		
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
工 期	自	年 月 日	日間
	至	年 月 日	
受 注 者			
監 督 員 職 氏 名			
部分引渡しの対象物件 (指定部分)及び数量			
指定部分完成年月日	年 月 日		
部分引渡し検査年月日	年 月 日		
検 査 員 職 氏 名			
立 会 人 職 氏 名			
検 査 結 果	合 格 ( 優 ・ 良 ・ 可 ) ・ 不 合 格		
	..... (所見等)		

## 部分引渡し検査結果通知書

年 月 日	
..... 殿  .....	
下記工事の部分引渡しに係る指定部分を検査した結果は合格と認めます。	
工事番号及び工事名	第 - - - 号
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
受 注 者	
工 期	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
監 督 員 職 氏 名	
部分引渡しの対象物件 (指定部分)及び数量	
指定部分完成年月日	年 月 日
部分引渡し検査年月日	年 月 日
検 査 員 職 氏 名	
立 会 人 職 氏 名	
検 査 結 果	合 格 ・ 不 合 格 ..... (注意事項等)

年 月 日

..... 殿

検査員職氏名 .....

検査員職氏名 .....

## 手直し命令書

茨城県企業局建設工事検査要領第12条の規定により、次のとおり手直しを命ずる。

工事番号 及び工事名	第 - - - - 号
工事場所	
請負代金額	円
工期	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
検査年月日	年 月 日
手直し事項	
指示事項	
手直し期限	年 月 日
再検査の方法等	再検査 ・ 別途指示 ・ 報告

(回答)

年 月 日

(受注者) .....

			年 月 日
..... 殿			検査員職氏名 .....
			検査員職氏名 .....
<b>手 直 し 命 令 書</b>			
茨城県企業局建設工事検査要領第12条の規定により、次のとおり手直しを命ずる。			
工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 - - - 号		
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日 日間		
検 査 年 月 日	年 月 日		
手 直 し 事 項			
指 示 事 項			
手 直 し 期 限	年 月 日		
再検査の方法等	再検査 ・ 別途指示 ・ 報告		
(回答)			
			年 月 日
			(受注者) .....

## 工事中間・部分引渡し・完成検査結果報告書

			年 月 日
..... 殿			
			検査員職氏名 .....
			検査員職氏名 .....
工事中間・部分引渡し・完成検査の結果は、次のとおりです。			
工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 ー ー ー ー 号		
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	日間
受 注 者			
請 負 代 金 額	円		
監 督 員 職 氏 名			
検 査 概 要 又は 検 査 項 目			
〈中間検査の場合〉 中間検査の結果 (採点結果)	一般工事 (第 回)	小規模工事 (第 回)	
	/ 4 0	/ 4 0	
〈完成検査の場合等〉 完成検査の結果 部分引渡し検査結果 (採点結果)	一般工事 (第 回)	小規模工事 (第 回)	
	/ 1 0 0	/ 1 0 0	
指 示 事 項 等			
備 考			

			年 月 日
..... 殿			検査員職氏名 .....
			検査員職氏名 .....
<b>再 検 査 復 命 書</b>			
年 月 日に実施した再検査の結果は、次のとおりです。			
工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 - - - 号		
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
受 注 者			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日 日間		
手直し等の命令日	年 月 日		
手直し等の完了日	年 月 日		
立 会 人	発 注 者		
	受 注 者		
再検査の結果	合 格 ・ 不 合 格		
備 考			